

障害者自立支援法案の制定に対する意見書

政府は2月10日、「障害者自立支援法案」を閣議決定し、国会に提出した。今は、身体、知的、精神の障がい種別ごとに分かれている福祉施策を共通の制度に一元化するとともに、利用者に原則1割の自己負担を求めることが主な内容となっている。

現在の障がい者支援費制度では、利用者の負担は所得に応じた「応能負担」となっている。法案は、これを、介護保険と同じように、かかった費用の原則1割を負担する「応益負担」に変更するとしている。所得に応じて負担の上限（3段階）を設ける。施設を利用した場合は、食費なども負担となる。

今の利用者負担は、訪問介護の場合、住民税非課税の人までは無料となっているため実際には95%の人が負担なしで利用することができる。ところが、1割負担となると、身体障がい者の訪問介護の場合、住民税非課税の世帯で年収80万円未満でも、平均で月8,400円の負担に跳ね上がることになる（厚生労働省の試算）。障がいのある人の主たる所得保障である障害基礎年金は、生活保護よりも極めて低く、到底「応益負担(定率負担)」にこたえられる水準にはなっていない。

また、法案では、現行の福祉施設制度を再編し新たに「就労支援」を重点とした事業体系を創設し、特に都道府県・区市町村等が独自に支援してきた小規模作業所は、NPO法人の取得によって「事業参加できる」方向を提案している。しかし、事業参加が想定されている「地域活動支援センター」（新規創設）の給付体系は、裁量的経費とされているため、国の財政責任が明確になっていない。これでは小規模作業所問題の解決どころか、新たな矛盾を起こしかねない。

さらに、今回の法案審議は、福祉サービスの実施機関である区市町村の意見を十分に反映させる時間的保障もないままに進められようとしており、余りにも拙速過ぎると言わざるを得ない。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、「障害者自立支援法」の法案審議に当たって、下記のことを強く求めるものである。

記

- 1 扶養義務制度を見直し、「応益負担(定率負担)」にこたえ得る所得保障の充実を図ること。
- 2 「施設体系の再編」並びに小規模作業所の事業参加に当たっては、重度障がい者施設並びに障がい者雇用制度の抜本的拡充を図るとともに、国の財政責任を明確にすること。
- 3 法案審議に当たっては、特に障がいのある人とその家族等の実態把握に努め、意見や要望を尊重し、反映させること。

4 「超過負担」の詳細を明らかに示した上で、市区町村との協議の場を設置し、十分な意見交換を行うこと。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成17年3月29日

三鷹市議会議長 久保田 輝 男